

運転に従事する外国人を雇用されている事業者の方へ ～運転に従事する外国人への交通安全教育・指導等をお願いします！～

① 5台以上の自動車を使用する事業者の方

安全運転管理者を選任する義務があります！

- ★ 5台以上の自動車の使用者（右図参照）は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う安全運転管理者を選任し公安委員会に届け出でなければなりません。

※ 自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要となる場合があります。

- ★ 安全運転管理者は、運転者に対して
 - 交通安全教育
 - 自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項の指導
 - 酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほかアルコール検知器を用いた確認を実施）等の業務を行わなければなりません。

(図) 選任を必要とする自動車の台数



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

又は



その他の自動車5台以上

※ 自動二輪車（原動機付自転車を除く）は、1台を0.5台として計算



② 安全運転管理者を選任する必要がない事業者の方

- ★ 安全運転管理者の選任義務のない事業者の方も、自動車の安全な運転を確保するため運転者に対する交通安全教育・安全運転指導に努めてください。

また、自動車の点検や車検、自賠責保険の確認等も忘れずに行うようにしましょう。



交通安全教育

- ★ 自動車の使用者（安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。）には、業務に関し、運転者に対して、無免許運転、飲酒運転、過積載等を命じたり、容認したりしてはならない義務があります。

違反した場合は、罰則が科せられます。

③ 無免許運転の防止

- ★ 事業者の方は、運転に従事する外国人が日本国内で有効な運転免許証を所持しているか確認しましょう。

- ★ 日本で運転するために必要な免許証（次のいずれか）

- 日本の運転免許証
- ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証（※1）
→ アメリカ、イタリア、英国、カナダ、韓国、タイ、フィリピン等
- スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ及び台湾の運転免許証に翻訳文（※2）が添付されているもの（※1）



ジュネーブ条約に定められた国際運転免許証



有効期間を確認！

※1 日本で運転できる期間は、日本に上陸した日から起算して1年間又は当該免許証の有効期間（国際運転免許証の有効期間は発給の日から1年間）のいずれか短い期間。

※2 翻訳文は、当該運転免許証を発給した国の領事機関、国家公安委員会が指定した法人等が作成したものに限り。